

有害規制物質リスト

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	カベン	
A1-01	カドミウム及びその化合物		100ppm以下 (100ppm以下)注記3	○					注記2
A1-02	六価クロム化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-03	鉛及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-04	水銀及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-05	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	臭素系難燃剤	1000ppm 以下	○					〃
A1-06	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	臭素系難燃剤	1000ppm以下	○					〃
A1-07	フタル酸ビス(DEHP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-08	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-09	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A2-01	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)		使用の原則禁止		○	○			
A2-02	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)		使用の原則禁止		○	○			
A2-03	ヘキサクロロベンゼン(HCB)		使用の原則禁止		○	○			
A2-04	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エント-5, 8-ジメタナナフタレン	アルドリン	使用の原則禁止		○	○			
A2-05	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エント-5, 8-ジメタナナフタレン	デルタドリン	使用の原則禁止		○	○			
A2-06	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エント-1, 4-エント-5, 8-ジメタナナフタレン	エンドリン	使用の原則禁止		○	○			
A2-07	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	使用の原則禁止		○				
A2-08	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン, 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物	カオルテン又はヘプタカオル	使用の原則禁止		○	○			
A2-09	ビス(トリブチルスズ)エーテル		使用の原則禁止		○				
A2-10	N, N'-ジ-トリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジ-キシリル-パラフェニレンジアミン		使用の原則禁止		○				
A2-11	2, 4, 6-トリ-ターシャリブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチレンヒシクロ[2. 2. 1]ヘプタン	トキサフェン	使用の原則禁止		○	○			
A2-13	トデカクロロヘンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン	マイレックス	使用の原則禁止		○	○			
A2-14	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	ジコル又はケルゼン	使用の原則禁止		○	○			

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	オゾン	
A2-15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	ヘキサクロロブタジエン	使用の原則禁止		○	○			
A2-16	2-(2H-1,2,3-ヘキサトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-17	ヘルフルオロ(オクタ-1-スルホン酸)又はその塩	PFOS	使用の原則禁止		○				
A2-18	ヘルフルオロ(オクタ-1-スルホン)フルオリド	PFOSF	使用の原則禁止		○				
A2-19	ヘンタクロロベンゼン(PeCB)		使用の原則禁止		○	○			
A2-20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	α -ヘキサクロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○			
A2-21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	β -ヘキサクロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○			
A2-22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	γ -ヘキサクロシクロヘキサン又はリンデン	使用の原則禁止		○	○			
A2-23	デカクロロヘンタクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン	クロルデコン	使用の原則禁止		○	○			
A2-24	ヘキサクロビフェニル		使用の原則禁止		○	○			
A2-25	テトラクロビフェニル(フェニキシルベンゼン)	テトラクロビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-26	ヘンタクロビフェニル(フェニキシルベンゼン)	ヘンタクロビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-27	ヘキサクロビフェニル(フェニキシルベンゼン)	ヘキサクロビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-28	ヘプタクロビフェニル(フェニキシルベンゼン)	ヘプタクロビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ヘキサジオキサヒン-3-オキソ	エンドスルファン又はヘンゾヒン	使用の原則禁止		○	○			
A2-30	ヘキサクロシクロデカン		使用の原則禁止		○	○			
A2-31	ヘンタクロフェノール、その塩及びエステル類		使用の原則禁止		○	○			
A2-32	ポリ塩化直鎖ヘラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る。)	短鎖塩素化ヘラフィン(SCCP)	使用の原則禁止		○	○			
A2-33	1・1・1-トリクロエス(2・3・4・5・6-ヘンタクロヘンベンゼン)	デカクロビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-34	ヘルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質 ヘルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)(PFOAの異性体)又はその塩	PFOA ヘルフルオロアルカン酸	使用の原則禁止		○	○			注記7
A2-35	ヘルフルオロオクタン酸関連物質(次に掲げる化学物質をいう。)	ヘルフルオロオクタン酸	使用の原則禁止		○	○			
A2-35 イ	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン	ヘルフルオロオクチル=ヨード	使用の原則禁止		○	○			
A2-35 ロ	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール	8:2フルオロデカン-アルコール	使用の原則禁止		○	○			
A2-35 ハ	イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するヘンタデカフルアルキル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりヘルフルオロオクタン酸又はヘルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	ヘルフルオロオクタン酸又はヘルフルオロアルカン酸を生成する化学物質	使用の原則禁止		○	○			

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	オゾン	
A2-36	ヘキシルオキシ（ヘキサン-1-スルホン酸）若しくはヘキシルオキシ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩	PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	使用の原則禁止		○	○			
A2-37	ヘキシルオキシ（ヘキサン-1-スルホン酸）関連物質（トリデカフルオロアルキル）スルホン基（炭素数が6のものに限る。）又は〔トリデカフルオロアルキル〕スルフィニル基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりヘキシルオキシ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はヘキシルオキシ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。）	ヘキシルオキシ（ヘキサン-1-スルホン酸）関連物質	使用の原則禁止		○				
A2-38	2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジニターシャリベンゾフェノール	UV-328	使用の原則禁止		○	○			
A2-39	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（メチルフェニル）エタン	メチルクロル	使用の原則禁止		○	○			
A2-40	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカフルオロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-トデカフルオロ-1, 4:7, 10-ジメチルベンゾ[<i>a, e</i>][8]アンズ	デカフルオラ	使用の原則禁止		○	○			
A2-41	長鎖ヘキシルオキシカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質（炭素数9～21までのもの）	LC-PFCA	使用の原則禁止		○	○			
A2-42	長鎖ヘキシルオキシカルボン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するヘキシルオキシカルボン基（炭素数が8～20までのものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的变化により長鎖ヘキシルオキシカルボン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（ヘキシルオキシカルボン酸関連物質を除く。）をいう。以下同じ	長鎖ヘキシルオキシカルボン酸関連物質（炭素数が8～20までのものに限る。）	使用の原則禁止		○				
A2-43	ポリリン酸0, 0-ジエチル-0-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名：トリピリン）	トリピリン	使用の原則禁止		○	○			
A2-44	中鎖塩素化ポリリン酸（炭素数14～17までのものであつて塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの）（MCCP）	MCCP	使用の原則禁止		○	○			
A3-01	黄りんマツ		製造禁止				○		法第55条、令第16条
A3-02	ベンゾジン及びその塩		製造禁止（1%以下）				○		〃
A3-03	四-アミノフェニル及びその塩		製造禁止（1%以下）				○		〃
A3-04	アスベスト（石綿）類		製造禁止（0. 1%以下） 分析、調査用途は除外				○		〃
A3-05	四-ニトロフェニル及びその塩		製造禁止（1%以下）				○		〃
A3-06	ビス（クロロメチル）エーテル		製造禁止（1%以下）				○		〃

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	オゾン	
A3-07	β-ナフチルアミン及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-08	ベンゼンを含有するゴムのり		製造禁止(5%以下)				○		〃
A3-09	ジクロロベンゼン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		法第56条、令第17条
A3-10	α-ナフチルアミン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-11	塩素化ビフェニル(別名PCB)		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-12	ポリトリジン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-13	ジアニジン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-14	バリウム及びその化合物		製造許可(1%以下) 合金(3%以下)				○		〃
A3-15	ベンゾトリクロリド		製造許可(0.5%以下)				○		〃
A4-01	特定フロン(CFC)	議定書附属書A グループⅠ	使用の原則禁止					○	注記4
A4-02	特定フロン	議定書附属書A グループⅡ	使用の原則禁止					○	〃
A4-03	その他CFC	議定書附属書B グループⅠ	使用の原則禁止					○	〃
A4-04	四塩化炭素	議定書附属書B グループⅡ	使用の原則禁止					○	〃
A4-05	1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	議定書附属書B グループⅢ	使用の原則禁止					○	〃
A4-06	HCFC	議定書附属書C グループⅠ	使用の原則禁止					○	〃
A4-07	HBFC	議定書附属書C グループⅡ	使用の原則禁止					○	〃
A4-08	ブロモクロロメタン	議定書附属書C グループⅢ	使用の原則禁止					○	〃
A4-09	臭化メチル	議定書附属書E グループⅠ	使用の原則禁止					○	〃
A4-10	HFC	議定書附属書F グループⅠ	使用の原則禁止					○	〃
A4-11	トリフルオロメタン	議定書附属書F グループⅡ	使用の原則禁止					○	〃
A5-01	弊社顧客が要求する使用禁止物質(注記5)								
B1-01	chemSHERPA管理対象物質(注記6)								
規制要求事項									
RoHS	EU RoHS 指令								
化審	化審法（第一種特定化学物質）								
POPs	POPs条約 附属書A該当物質								
労安	労働安全衛生法								
オゾン	モントリオール議定書（オゾン層保護法）								
注意事項									
注記1	規制要求事項の規制物質及び規制内容（規制値）等は、制定又は改訂時の内容のため、最新の要求事項と異なる場合があります。								
注記2	EU RoHS 適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。								
注記3	梱包資材の場合、4物質（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀及びこれらの化合物）の総量として重量比：100ppmを含有濃度の閾値とします。								
注記4	製造工程等での使用を禁止します。								
注記5	chemSHERPA(ケムシエルパ)データ作成支援ツールによる含有量報告により、弊社で確認し、顧客へ報告します。								
注記6	chemSHERPA(ケムシエルパ)データ作成支援ツールによる含有量の報告をお願い致します。								
注記7	POPs 適用除外規制が5年間有効になります。含有が確認された場合、最新情報をご確認ください。								

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	カベン	
改訂履歴									
19/02/28	ver-01 制定								
21/05/20	ver-02 化審法、POPs改訂情報による物質追加								
24/09/30	ver-03 化審法、POPs改訂情報による物質追加								
25/09/30	ver-04 化審法、POPs改訂情報による物質追加								
26/09/30	ver-05 化審法改訂情報による物質追加等								